

薬剤費の諸問題

Tomislav Markovic (ユーゴスラヴィア)

本稿には、薬剤の価格を決定する一般的な諸条件と若干の諸要素に照査をあてながら、薬剤費を決定する諸要因の考察が述べられ、併せて、ある統一的な小売価格に対する幾つかの提案も示されている。

他のヨーロッパ諸国のように、ユーゴスラヴィアには、薬剤費およびその結果として生じた薬剤に関する疾病保険支出には、かなりの増大が現われており、この国では、事実、1964—1968年の期間に支出が2倍になっている。価格上昇の一部は、その原因を薬剤の質と新製品の採用における改善に帰せられるべきであるが、薬剤が、二重の性格をもつてゐるという事実も指摘される。一方では、他の工業製品と同様に、工業は大量消費に対する

財貸の生産に関心をもつてゐる。他方では、消費の段階で、とくに小売りの商業において、その質のためにではなくて、薬剤がしばしば医師の処方に依存しており、それがなければ販売されないかも知れないという理由から、薬剤は異なった性格をもつてゐる。これは通常の認識における市場経済の機能を制約しており、その代りに、薬剤消費の限界と機構は医学的に決定される。

現在、薬剤のもつてゐる本当の性質と特長にある調査を行なうニードは確かに存在しており、この調査は薬剤の生産と消費の間における矛盾を解明できるかも知れないし、また、生産と卸売りの規制をもたらすかも知れない。そのようなある調査は、製造業者達の



営業にある秩序を設けるのに、寄与するある重要な役割を果すであろう。大企業を除いて、大部分の製造業者達は、薬剤師によって調合され、価格の動かない基礎的な化学上の基本製品を生産するよりも、むしろすでに調合された薬剤がそれ自身で価格を決定するので、あるいは科学的な研究という理由をもつてゐるので、調合された薬剤に生産を集中している。

新らしい経済改革の採用以後、薬剤の価格は次の諸要因による影響をうけた。古い薬剤の価格は生産者と社会保険公社の間で交渉されている。部分的には、これは価格の新設、決定および管理に関する1967年法の法律条文によるものである。しかし、この手段は新らしい薬剤を規定していない。したがって、1967年以後数百の新らしい薬剤が市場に姿を現わしてきた。新らしい薬剤の価格はきわめて急速に上昇したのに、その他の薬剤は同一水準のままにとどまっている。パテントの保護では、新らしい薬剤の製造業者達は市場の独占を取得しているし、なんらの制限もな

く、自由にかれらの価格政策を行使している。薬剤の50%以上が比較的に短期間に取代えられてしまったという事実は、ある警告を示すものである。さらに、価格は卸売り販売業者のマージンによって引上げられる。その結果は、小売り販売の薬剤に2つの価格があるということであり、これらは健康保険により処方され、また償還された価格と、「自由に」購入された価格である。

これらの矛盾から脱する唯一の方法は、価格の決定に単一の手段を設け、その結果、1本にまとめて、一定の価格の実現を達成させることである。そのような手段は経済的な自主性の基本原則を、また、薬剤費を償還しなければならない健康保険制度の利益をも考慮しなければならないであろう。これは必然的な結果として多数の問題を伴ない、結局、第1段階として、始めに製造業者によって自由に評価される価格に対する平均的マージンの決定を行ない、薬剤の統一的な小売価格を設けることができるという結論になる。そうすればこれらの薬剤の価格について、薬剤師に認

められる最高と最低のマージンを決定することができるであろう。これらの手段のもつている諸機能が詳細に述べられており、薬剤費のもつ医学的な側面に関する幾つかの考え方を開発されている。さらに、薬剤価格の上昇は世界の発展と調和していないということが指摘されている。

Problemi Potrošnje Lekova, *Socijalno osiguranje*, Nos. 7-8, 1969, pp. 59-64; No. 123, '70

(以上6編の「I S S A海外論文要約より」は、I S S Aの Advisory Committee—1967年10月—による了解にもとづき, *Social Security Abstracts* より採用した)

(平石長久 社会保障研究所)

社会保障こぼれ話

年金制度改正

(ソ連)

1971年の夏に、コルホーズ構成員と国営企業従業員の年金が若干改善された。

コルホーズ構成員の年金制度は、1964年7月15日の法律で改正され、コルホーズ構成員に対する老齢・廃疾・遺族年金は国家年金法と同様に、過去の所得にもとづいて算出されることになった。この1964年改正では、たとえば、老齢年金は過去に取得した所得のうち、月額50ルーブルまでの50%に、50ルーブル以上の部分に対する25%が加えられることになっていた。しかし、1971年6月3日の改正法（同年7月1日）に実施により、老齢年金を算出する支給率は、50ルーブルを境にした従来の2段階方式から改正された。その改正によれば、老齢年金の支給率は、所得（月額）35ルーブルまでに所得の100%（最低年金で20%—以下同じ）、35—50ルーブルに85%（35%）、50—60ルーブルに75%（42、50%）、50—80ルーブルに65%（45%）、80—100ルーブルに55%（35%）となる。（48頁へつづく）